

## 年金の支給月について

### 年金支払月の根拠

#### ○ 国民年金法抜粋（年金の支給期間及び支払期月）

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

#### ○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年12月22日法律第八十六号)抜粋

中略

##### 第十八条第三項中

「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

施行日：平成2年2月1日

注・本文ではそれぞれ「二月」が加わります。

## 平成28年度 政令指定都市国保・年金主管部課長会議 要望書抜粋

8 老齢基礎年金等の支給額等を改善されたい。

(前段部分省略)

年金受給者となっても現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払期月を隔月から毎月へ変更されるよう併せて要望する。

厚生労働省からの回答

現在約4000万人の受給者に対して適切な支給業務を行うことは、すでに非常に負担の大きいものとなっている。毎月支払いを実施することは、支払い金融機関や共済組合等の事務を増大することであり、また年金機構をはじめとする関係機関の大規模かつ複雑なシステム改修を必要とするなど様々な課題があるため、対応は困難である。